



すべての人の **FIRST BEST** に

第 22 期 定時株主総会招集ご通知

日時 平成29年5月30日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬決定の件
第5号議案 監査役の報酬改定の件
第6号議案 退任取締役に対する特別功労金
贈呈の件



目次	■ 招集ご通知	P02
	■ 株主総会参考書類	P03
	(添付書類)	
	■ 事業報告	P15
	■ 計算書類	P30
	■ 監査報告	P33

株主総会にご出席いただけない場合



郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

**議決権
行使期限** 平成29年5月29日（月曜日）
午後6時まで

お知らせ

株主総会終了後、同会場にて会社説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。当社第22期（平成29年2月期）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当期の経営成績は、主力の水まわり緊急修理サービス事業の受注が好調だったことに加え、その他事業で展開しておりますミネラルウォーター販売も堅調に推移したため6期連続で増収増益を達成できました。水まわり緊急修理サービス事業では、スタッフの増員やコールセンターの増強といった体制整備に注力したことが施工件数の増加につながりました。アライアンスでも大きな成果が相次いであります。

当社は「水まわりと言えばアクアライン」といわれる存在になることを目指し、既存事業の拡大と、事業領域の拡大を同時に追求していくことを、中長期的な成長戦略の基本としております。主力の水まわり緊急修理サービス事業では、年間10%程度の安定成長を継続していくことを重視しており、急速な成長を追い求めるよりも、お客様に心から感謝していただける良質なサービスを提供していくことを優先したいと考えております。事業領域の拡大に向けては、今期からリフォーム紹介事業を開始します。このほか、中長期的な成長に向けて、M&Aにも引き続き積極的に取り組んでまいります。

当社はこれからも、派手さはなくとも着実な成長を第一に考え、堅実に増収増益を継続していくことを目指してまいります。株主の皆様には引き続きご支援とご鞭撻を賜りたく、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長

大垣内 剛

証券コード 6173
平成29年5月15日

株 主 各 位

広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表取締役社長 大 垣 内 剛

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」
3. 目的事項
報告事項 第22期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第5号議案 監査役の報酬改定の件
第6号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集通知に際しまして提出すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aqualine.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aqualine.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を基本方針としながら、経営成績や財務状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

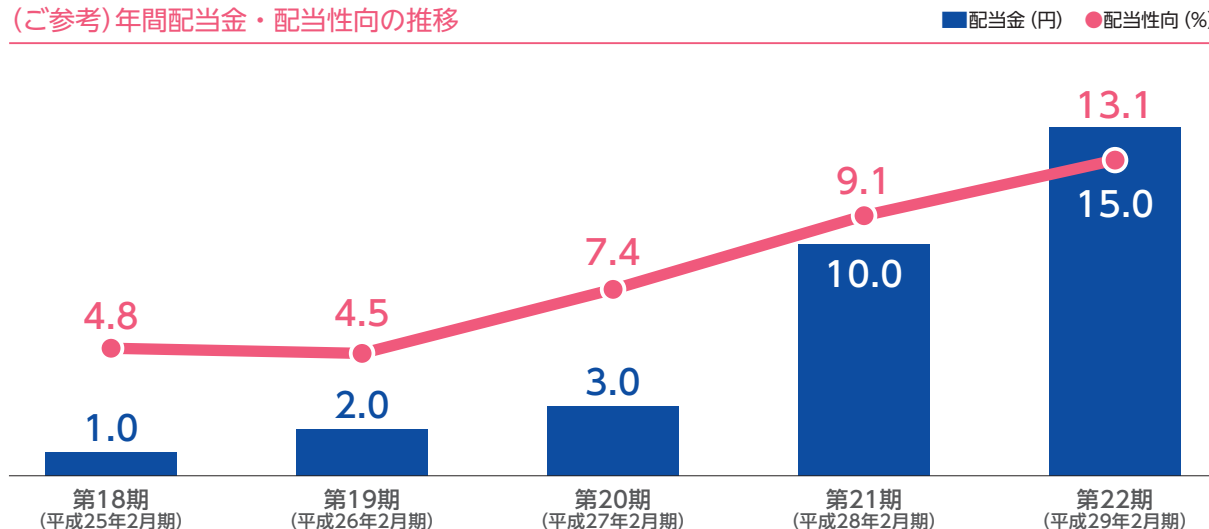
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は28,860,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月31日といたしたいと存じます。

(ご参考) 年間配当金・配当性向の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成28年12月に株式会社アームを子会社化したこと、平成29年5月に当社子会社リモデルコンシェルジュ株式会社を設立したことに伴い、当社子会社が営んでいる事業内容に合わせ、現行定款2. 目的に子会社の事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 目的 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (18) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	2. 目的 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (18) (現行どおり) <u>(19) 住宅に関する増改築・改装・修理・清掃・保守・管理等のサービスの提供、仲介及び紹介</u> <u>(20) 住宅関連事業者に対する情報提供、市場調査、コンサルティング</u> <u>(21) 住宅建築資材・機器の販売、仲介及び紹介</u> <u>(22) 通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務</u> <u>(23) 建築工事業及び住宅リフォーム工事業</u> <u>(24) 建築に付帯する内外装工事の請負</u> <u>(25) フィットネスクラブの経営</u> <u>(26) スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営</u> <u>(27) スポーツと美容に関するコンサルタント業務</u> <u>(28) トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売</u>

現行定款		変更案	
	(新設)	<u>(29) 医療用器具、理学診療用器具、口腔衛生器具及びその付属品の販売、賃貸</u>	
	(新設)	<u>(30) 食料品、飲料、健康食品及びビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売</u>	
(19)	(新設) (条文省略)	<u>(31) 衣料品、化粧品、装身具及び日用雑貨の販売</u>	
		(32)	(現行どおり)
3. ～47.	(条文省略)	3. ～47.	(現行どおり)

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名全員が任期満了となります。さらなる経営体制の強化を図るため、新任取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	出席回数／取締役会
1	大垣内 剛 お お こう ち たけし (満43歳)	再任	代表取締役社長	100% (14回／14回)
2	小林 寿之 こ ばやし とし ゆき (満54歳)	新任	管理本部長	—
3	谷上 淳子 た に が み じゅん こ (満44歳)	再任	取締役営業部長	100% (14回／14回)
4	磯嶋 和彦 い そ じま か ず ひ こ (満73歳)	再任	取締役営業本部長	100% (14回／14回)
5	馬場 正信 ば ば ま さ の ぶ (満60歳)	再任 社外取締役 独立役員	取締役	100% (14回／14回)

株主総会参考書類

候補者
番号

1

お お こう ち たけし
大 垣 内 剛

再 任

生年月日

昭和48年6月14日（満43歳）

取締役在任年数

21年6ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社の株式数

1,102,000株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成7年 11月 有限会社アクアライン（現当社）設立 代表取締役社長（現任）

候補者
番号

2

こ ばやし と し ゆ き
小 林 寿 之

新 任

生年月日

昭和37年7月3日（満54歳）

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和60年 4月 野村證券株式会社入社
平成11年 5月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社
平成11年 7月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIホールディングス株式会社）経営企画部長
平成12年 2月 同社取締役管理本部長
平成14年 4月 同社常務取締役管理本部長
平成16年 1月 デジットプレーン株式会社（現SBIホールディングス株式会社）代表取締役社長
平成17年 2月 エース証券株式会社代表取締役専務
平成18年 10月 住信SBIネット銀行株式会社管理部長
平成21年 1月 同社執行役員アライアンス担当、人事部副担当
平成21年 5月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング取締役
平成23年 6月 同社常務取締役
平成29年 2月 当社管理本部長（現任）

候補者
番号

3

た に が み じゅん こ
谷 上 淳 子

再 任

生年月日

昭和47年12月12日（満44歳）

取締役在任年数

6年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社の株式数

14,000株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成11年 1月 ココラホーム有限会社入社
平成12年 1月 株式会社ジオン入社
平成12年 9月 当社入社
平成19年 11月 業務部長
平成20年 10月 営業部長
平成23年 5月 取締役営業部長（現任）

候補者
番号

4

い そ じ ま か ず ひ こ
磯 嶋 和 彦

再 任

生年月日

昭和19年2月26日（満73歳）

取締役在任年数

8年3ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社の株式数

2,000株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和41年 3月 日本生命保険相互会社入社
平成9年 4月 丸宏大華証券株式会社（現日本アジア証券株式会社）常務取締役
平成15年 6月 ニッセイ商事株式会社常務取締役
平成16年 6月 同社専務取締役
平成19年 7月 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング入社
平成21年 2月 当社取締役営業本部長（現任）

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株主総会参考書類

候補者
番号

5

ば ま の ぶ
馬 場 正 信

再 任

社外取締役

独立役員

生年月日

昭和32年 4月12日（満60歳）

取締役在任年数

8年3ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社の株式数

2,000株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和56年	4月	株式会社シチエ（現株式会社 GEO）入社
昭和62年	2月	同社取締役
平成12年	1月	株式会社アイエルワイコーポレーション（現株式会社 aprecio）代表取締役社長
平成20年	1月	株式会社恒信サービス代表取締役社長（現任）
平成21年	2月	当社取締役（現任）

- （注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大垣内剛氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 馬場正信氏は社外取締役の候補者であります。
4. 馬場正信氏を社外取締役候補者とした理由
馬場正信氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 馬場正信氏は、現在在任中の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。つきましては、再任のご承認をいただいた場合には、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年5月29日開催の第15期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とのご承認をいただいておりますが、今般、取締役が、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を以下のとおり割当てることとしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額45,000千円以内（うち社外取締役には年額1,800千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）として設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当該報酬額は、取締役に対して、原則として譲渡制限付株式が付与される年度を初年度として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を、当該初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度15,000千円以内（うち社外取締役には600千円以内）での支給に相当すると考えております。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は引き続き5名（うち社外取締役1名）となります。

当社の取締役に対して割当ての譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

（1）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当社取締役会決議に基づき、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び本件割当契約（下記（3）に定義します。）を締結していることを条件として支給いたします。

（２）譲渡制限付株式の総数

取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数は、年45,000株（うち社外取締役に対して1,800株）を上限といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、取締役に対して、原則として、譲渡制限付株式が付与される年度を初年度として３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を、当該初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には１事業年度15,000株以内（うち社外取締役に対して600株以内）の交付になると考えています。また、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

（３）本件割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本件割当契約」といいます。）は、以下の内容を含むものといたします。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、１年間から５年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間中における当社の業績その他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した目標値の達成度に応じて、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点又は上記により譲渡制限期間が満了する前に本割当株式につき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

④ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会決議（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会決議）で承認された場合には、当社取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第5号議案 監査役の報酬改定の件

当社の監査役の報酬は、平成21年5月29日開催の第14期定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただき、今日に至っております。

今般、監査役の報酬額について、これまでの支給実績、他社水準及び監査役の員数等を総合的に勘案し、年額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名であります。

第6号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

取締役大垣内好江氏は、本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます。

大垣内好江氏は、平成7年の設立以降、常務取締役経営企画部長、常務取締役管理本部長等を歴任され、当社の発展に多大な貢献をされました。

つきましては、大垣内好江氏の功労に報いるため、特別功労金20,000千円を贈呈したいと存じます。なお、具体的な贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

大垣内好江氏の略歴は、次のとおりであります。

おおこうち よし え
大垣内 好江

生年月日
昭和44年11月27日（満47歳）

取締役在任年数
21年6ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社の株式数
45,000株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
平成4年	4月	日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社	
平成5年	7月	株式会社社会情報サービス入社	
平成7年	4月	ティー・エムマーケティング株式会社（現株式会社アンテリオ）入社	
平成7年	11月	有限会社アクアライン（現当社）入社	取締役
平成19年	11月	常務取締役経営企画部長	
平成26年	2月	常務取締役管理本部長兼経営企画部長	
平成26年	4月	常務取締役管理本部長	
平成29年	2月	常務取締役（現任）	

以 上

事業報告 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

1 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

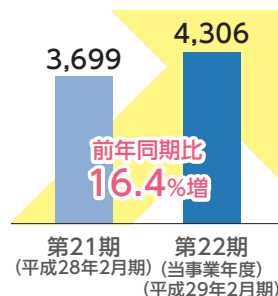
当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益は高い水準にあるものの、個人消費が伸び悩み、英国のEU離脱問題をめぐる欧州情勢や米国新政権の政策動向により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く経営環境につきましては、少子高齢化という人口構造の変化により、新規住宅着工戸数の減少が予測されており、既存住宅の平均築年数は上昇しております。そのため、住宅の老朽化と共に、水まわりのトラブルを含む住宅の不具合は増える傾向にあり、当社の主力事業であります水まわりの修理等の需要は底堅く推移いたしました。また、水まわりを含めたリフォーム市場全体については、政府による「いいものを作って、きちんと手入れして、長く使う」社会に向けた既存住宅流通・リフォーム市場活性化の取り組みにより、リフォームによる住宅の長寿命化や資産価値の向上を求めるお客さまの増加による需要の拡大が見込まれております。

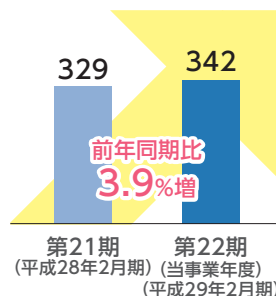
このような環境のもとで、当社の主力事業であります水まわり緊急修理サービス事業では、引き続き受注拡大、成長に向けての重要施策として継続して取り組んでおります業務提携先との関係強化を図ってまいりました。また、労働人口が減少しているなか人材採用は厳しい環境にありますが、成長にとって重要な課題として認識しており、人材確保を進めてまいりました。さらに、人材採用後の継続的な研修・教育に注力し、サービス品質の向上に努めてまいりました。その他の事業で展開しておりますミネラルウォーター販売におきましては、企業・学校・ホテル等を納品先とする得意先の増加、また備蓄用の保存水については平成23年に発生した東日本大震災から5年を経過したことによる入れ替え需要、および平成28年に発生した熊本地震による需要の高まりにより、販売が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高4,306,163千円（前年同期比16.4%増）となりました。営業利益は、売上高の増加に伴う売上総利益の増加、事業拡大に備えたコールセンタースタッフ及びサービススタッフの採用、業務提携先からの受注拡大に伴う販売手数料の増加、先行的な広告宣伝費の増加等により、342,722千円（前年同期比3.9%増）、経常利益は、支払利息3,800千円の計上等により、339,015千円（前年同期比8.6%増）、当期純利益は、固定資産売却益1,881千円、法人税等116,979千円の計上等により、219,831千円（前年同期比12.6%増）となりました。

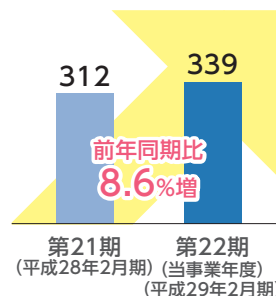
売上高 (百万円)



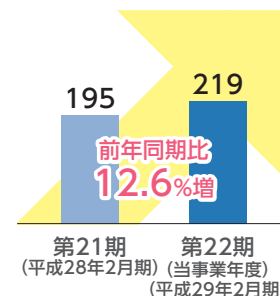
営業利益 (百万円)



経常利益 (百万円)



当期純利益 (百万円)



各事業部門の状況は次のとおりであります。

・水まわり緊急修理サービス事業

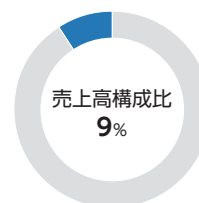
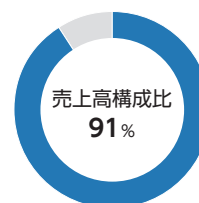
成長に向けての重要施策として継続して取り組んでおります業務提携先との関係強化により、受注件数が順調に増加し、また同時に人員増加に注力した結果、期中平均のサービススタッフ数は前年同期比で10.9%増となり、当事業全体の売上高増加に寄与いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は3,928,386千円(前年同期比12.3%増)となりました。

・その他の事業

ミネラルウォーター販売は、プライベートブランド商品については、学校・ホテル等を納品先とする新規クライアント獲得が順調に増加しました。保存水については、防災用品商社をとおした販売が増加しました。一方、競合他社との価格競争もあり納入価格については厳しい面もみられます。

以上の結果、当事業の売上高は377,776千円(前年同期比87.1%増)となりました。



② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は29,882千円であり、その主なものは、営業用車両の取得11,699千円です。

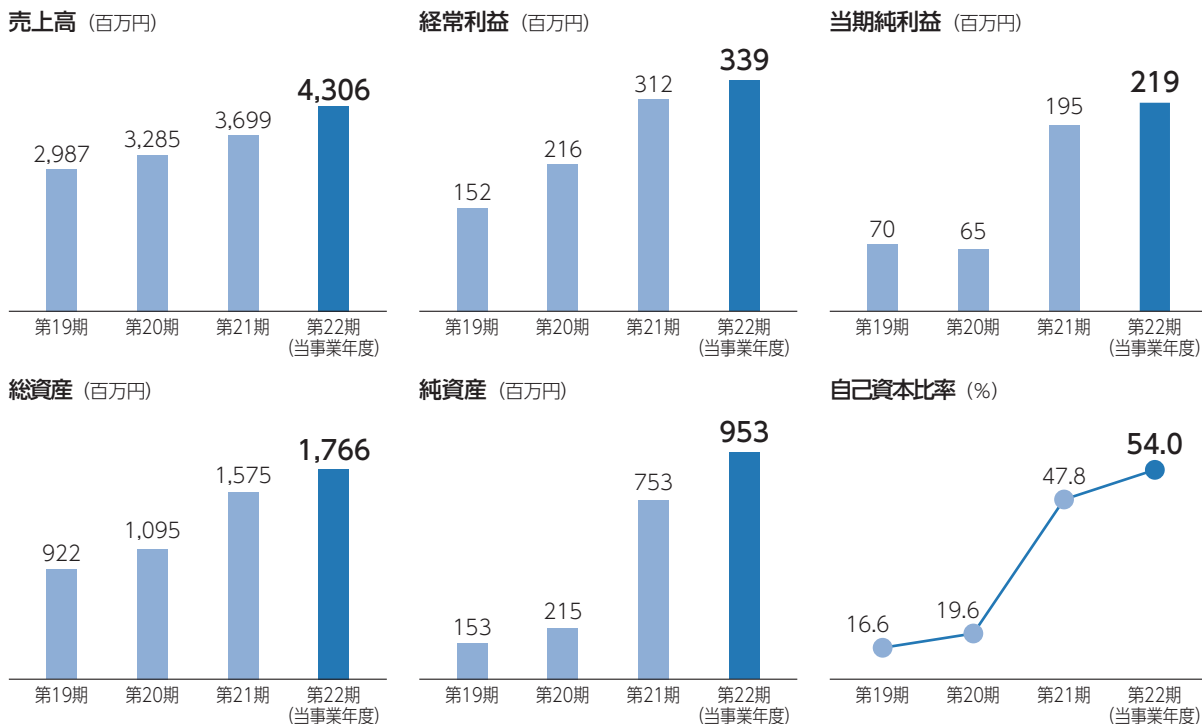
③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

区分	第19期 (平成26年2月期)	第20期 (平成27年2月期)	第21期 (平成28年2月期)	第22期 (当事業年度) (平成29年2月期)
売上高 (千円)	2,987,298	3,285,270	3,699,543	4,306,163
経常利益 (千円)	152,691	216,125	312,122	339,015
当期純利益 (千円)	70,532	65,032	195,158	219,831
1株当たり当期純利益 (円)	44.08	40.65	110.33	114.26
総資産 (千円)	922,987	1,095,439	1,575,000	1,766,686
純資産 (千円)	153,168	215,000	753,239	953,830
1株当たり純資産額 (円)	95.73	134.38	391.50	495.75

(注) 当社は、平成27年5月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

該当事項はありません。

② 重要な子会社に関する事項

当社は、平成28年12月15日に株式会社アームの全株式を取得し子会社化しましたが、現時点では重要性がないため、非連結子会社としております。

4. 対処すべき課題

主力事業である水まわり緊急修理サービス事業においては、「修理業」ではなく「サービス業」として自らを位置づけ、サービススタッフを正社員で雇用することにより、研修の充実、教育の徹底、人員確保に注力し、他社との差別化を図ってまいりました。今後も、時代と共に変化する、お客様のニーズに対応できるよう、個々のサービススタッフの技術力及びサービス品質並びに営業力の向上に努め、より良いサービスの提供により、お客様の信頼を高められるよう努めます。

また、法令及び社会的規範の遵守、商品の安全性並びに施工品質管理体制等、企業の社会的責任にお客様の厳しい目が向けられているなか、企業価値と収益力を向上させるために、以下の事項の推進・強化に取り組んでまいります。

① コスト競争力の強化

資材調達から販売にいたる全ての部門において、業務手順及びシステム機能の見直しや間接業務のスリム化に取り組み、スケールメリットを追求することで、販管費を相対的に抑制し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

② スtockビジネス強化による収益安定化

当社では、主力事業の水まわり緊急修理サービス事業がスポットビジネスであるのに対し、ミネラルウォーター販売はクライアント数や契約数を蓄積するストックビジネスとして事業を拡大しており、収益安定化を目指しております。ミネラルウォーターの販売については、大学を中心にクライアント数を伸ばしておりますが、今後は、東京オリンピック開催や外国人旅行客の増加を受けて急増中の新設ホテルや、医療法人、薬局等、販売チャネルの多様化に努めてまいります。

③ 人材の確保・育成

水まわり緊急修理サービス事業の継続的な拡大には、サービススタッフの人員増加が必要不可欠であるため、当社は中期事業計画の人員計画に基づき計画的な採用を行っております。また、お客様のニーズに的確に対応するためには、関連する技術・技能を有した優秀な人材を常時確保しておく必要があります。そのため、入社後は従業員の技術研修・サービスマナー教育を定期的実施し、人材の育成に注力してまいります。これらの研修を通して、サービススタッフ一人一人が仕事にやりがいを感じられるような教育を行うと共に、キャリアアップの機会の提供及び職場環境の整備に力を入れることにより、定着を促す方針であります。

④ 事業領域の拡大

今後の事業展開を加速させ、事業領域を拡大するために、国内外におけるM&Aによる小規模事業者の買収や、事業シナジーの創出を目的としたアライアンスの締結を事業展開の選択肢の一つとして考えております。なお、M&Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施し、様々な角度から検討を行います。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても経営の意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

5. 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

事業区分	事業内容
水まわり緊急修理サービス事業	給排水・衛生設備に係る緊急修理・保守サービス

6. 主要な営業所（平成29年2月28日現在）

本社	広島県広島市中区上八丁堀8番8号
東京支社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
大阪事務所	大阪府大阪市北区豊崎三丁目19番3号

7. 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256名	3名減	37.9歳	3.9年

（注）1. 従業員数には、パート従業員を含んでおりません。

2. 前事業年度までは従業員数にパート従業員を含めておりましたが、当事業年度よりパート従業員（14名）を除いております。
なお、パート従業員を含めた従業員数は270名となり、前事業年度末より4名増となります。

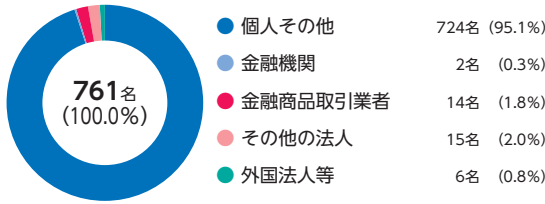
8. 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	65,998千円
株式会社山陰合同銀行	52,581
株式会社三井住友銀行	50,000

2 株式の状況 (平成29年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 6,400,000株
2. 発行済株式の総数 1,924,000株
3. 株主数 761名
4. 大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況(株主数)



株主名	持株数	持株比率
大垣内 剛	1,102,000株	57.3%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	125,000	6.5
アクアライン従業員持株会	88,400	4.6
大垣内 好江	45,000	2.3
株式会社ポイントラグ	33,300	1.7
有限会社ヒロ・コーポレーション	33,300	1.7
MSIP CLIENT SECURITIES	30,600	1.6
中澤 祥子	26,600	1.4
株式会社SBI証券	20,300	1.1
船橋 憲敏	20,000	1.0

(注) 自己株式は所有していません。

3 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 12,000円 (1株当たり 120円)
権利行使期間	平成20年2月1日から 平成30年1月31日まで
行使の条件	(注) 1、2、3
役員の保有状況	取締役 1名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること、もしくは当社取引先であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の相続はこれを認めない。
3. その他権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 平成27年5月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

1. 取締役及び監査役の状況（平成29年 2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大垣内 剛	
常務取締役	大垣内 好江	
取締役	磯嶋 和彦	営業本部長
取締役	谷上 淳子	営業部長
取締役	馬場 正信	株式会社恒信サービス代表取締役社長
常勤監査役	大江 隆	
監査役	石井 睦子	株式会社いしい事務所代表取締役社長
監査役	小野 博	

- (注) 1. 取締役馬場正信氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び監査役小野博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石井睦子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役馬場正信氏、常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び小野博氏を東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1)	70,860千円 (2,400)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	9,840 (9,840)
合計 (うち社外役員)	8 (4)	80,700 (12,240)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年5月29日開催の第15期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年5月29日開催の第14期定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役馬場正信氏は、株式会社恒信サービスの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石井睦子氏は、株式会社いしい事務所の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	馬場 正信	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての経験と見識に基づく発言を適宜行っております。
常勤監査役	大江 隆	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	石井 睦子	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	小野 博	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役馬場正信氏及び監査役石井睦子氏並びに監査役小野博氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

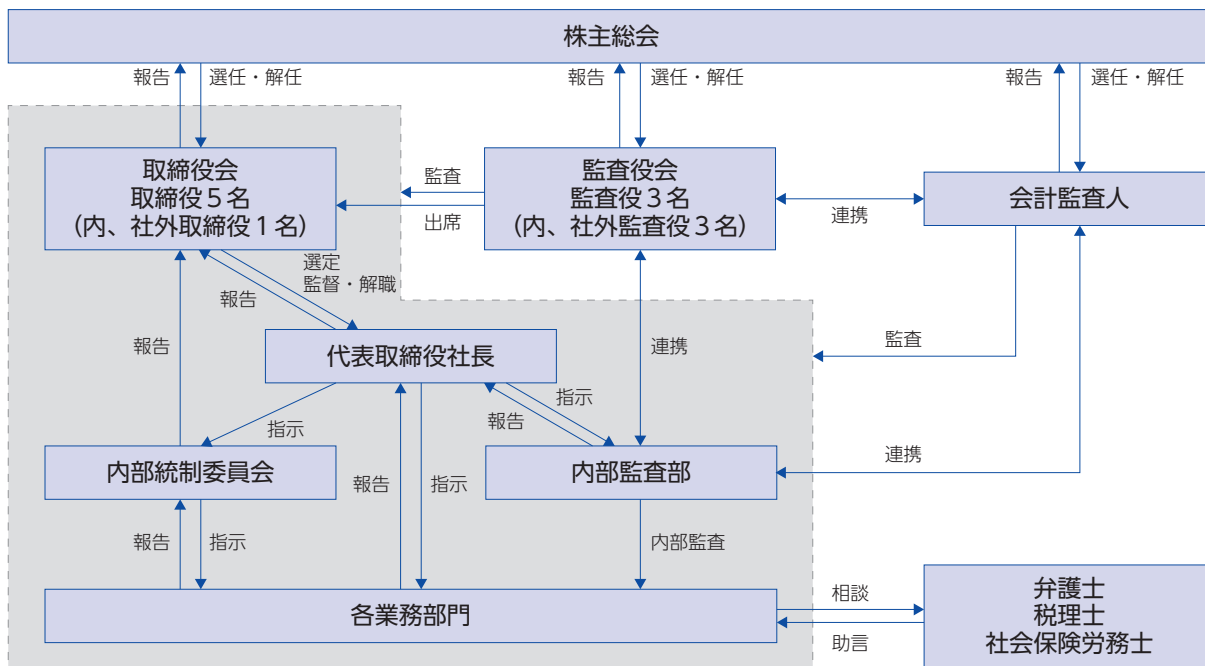
6 会社の体制及び方針

1. コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、“すべての人の「FIRST BEST」に”を経営スローガンとして、お客様、取引先、従業員、社会及び株主等のステークホルダーから、真に信頼され、評価されることを目指しております。この理念を実現し、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの基本原則を、経営の効率性を高め、企業活動を通じて継続的に収益を上げることにより企業価値を最大化することであると考えます。

その実現を図っていくために、当社では、全役職員がそれぞれの役割を理解し法令遵守のもと適切に事業活動に取り組み、取締役会、監査役会及び内部統制委員会を中心として、活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化に努めております。

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。



2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が法令・定款・社会規範を遵守して、職務を遂行するために、コンプライアンス体制を構築し、推進するため「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定する。
- ② 代表取締役社長指揮のもと、担当取締役を任命し、横断的なコンプライアンス体制推進の総責任者として、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、総務部が取締役、使用人の教育を行う。
- ③ 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、担当取締役から、状況報告を受け、さらなる推進を図る。
- ④ コンプライアンス違反につながる行為等を抑止するため、「公益通報取扱規程」を定め、外部の弁護士および社内に相談窓口を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報（株主総会議事録、取締役会議事録、取締役会稟議書兼報告書、契約書等）の保存は「文書管理規程」に基づき、適切に保存管理を行う。
- ② 取締役および監査役は常時上記の文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社の経営に係るあらゆる損失に対応すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最低限にとどめる。会社の経営リスクに対して適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運営されるように改善を図る。
- ② 取締役は、担当職務の執行に必要なリスクの把握、分析および評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。「組織規程」に定められた部長以上の職位を有するものは、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析および評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメントを監督し、定期的に見直す。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置又は対応者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」に基づきこれを執行する。

⑤ 当社および関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を担当する部門を明確にし、子会社に対する指導を適切に行う。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をとり、子会社の監査を行い、意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置く。
- ② 監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。また、取締役は当該使用人の選定、異動、評価、処分等の人事関連事項に関しては、監査役の同意を得る。

⑦ 当社および関係会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況および内部体制に関する報告を行う。
- ② 当社および関係会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社および関係会社の取締役および使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。
- ④ 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人の説明を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
- ② 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、「反社会的勢力対策規程」を定め所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議しております「内部統制システムの構築に関する基本方針」をもとに取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。内部統制委員会において、経営上のリスクを抽出したうえで、必要に応じて社内規定等の見直しを行うことにより、適切な内部統制システムの運用を図っております。さらに内部監査部がその運用状況を随時モニタリングしており、その結果を内部統制委員会へ報告することで、より適切な内部統制システムの運用を行っております。

なお、当事業年度において、インサイダー取引防止のための教育及び個人情報に関する教育を重点的に行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題として、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。業績等を見極めたうえで配当することとしているため、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、今後については経営成績や財務状況等を勘案しつつ配当の可否を決定する方針であります。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第21期 平成28年2月29日 現在	第22期 平成29年2月28日 現在
資産の部		
流動資産	1,303,165	1,452,585
現金及び預金	927,263	1,026,435
売掛金	121,700	145,360
商品及び製品	8,322	8,220
原材料及び貯蔵品	98,663	98,269
前渡金	8,225	16,506
前払費用	119,872	142,524
繰延税金資産	9,627	6,384
その他	13,215	11,158
貸倒引当金	△3,724	△2,275
固定資産	271,835	314,100
有形固定資産	196,953	153,023
建物	12,200	15,649
車両運搬具	7,112	3,514
工具、器具及び備品	12,265	10,543
リース資産	165,375	123,315
無形固定資産	7,414	13,335
商標権	238	95
ソフトウェア	3,792	9,856
電話加入権	3,384	3,384
投資その他の資産	67,466	147,741
投資有価証券	1,316	1,316
関係会社株式	—	66,687
出資金	170	170
長期貸付金	39,988	5,144
破産更生債権等	7,498	38,973
長期前払費用	25,319	25,270
繰延税金資産	687	309
差入保証金	40,620	54,527
その他	1,204	1,166
貸倒引当金	△49,337	△45,823
資産合計	1,575,000	1,766,686

科 目	(ご参考) 第21期 平成28年2月29日 現在	第22期 平成29年2月28日 現在
負債の部		
流動負債	617,737	619,670
買掛金	55,179	72,931
一年内返済予定借入金	93,320	89,237
リース債務	50,510	50,523
未払金	232,792	258,232
未払費用	2,344	4,598
未払法人税等	101,158	61,078
未払消費税等	39,123	38,424
預り金	42,958	44,015
工事補償引当金	349	628
固定負債	204,023	193,185
長期借入金	80,306	114,943
リース債務	119,191	76,287
その他	4,525	1,955
負債合計	821,761	812,855
純資産の部		
株主資本	753,239	953,830
資本金	253,940	253,940
資本剰余金	173,940	173,940
資本準備金	173,940	173,940
利益剰余金	325,359	525,950
利益準備金	960	960
その他利益剰余金	324,399	524,990
繰越利益剰余金	324,399	524,990
純資産合計	753,239	953,830
負債純資産合計	1,575,000	1,766,686

損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第21期 平成27年 3 月 1 日から 平成28年 2 月29日まで	第22期 平成28年 3 月 1 日から 平成29年 2 月28日まで
売上高	3,699,543	4,306,163
売上原価	1,943,245	2,275,190
売上総利益	1,756,298	2,030,972
販売費及び一般管理費	1,426,404	1,688,250
営業利益	329,893	342,722
営業外収益	3,440	2,390
受取利息	144	11
受取配当金	6	6
受取手数料	—	90
受取賃貸料	505	—
保険差益	540	1,400
リース解約益	1,496	283
その他	748	599
営業外費用	21,211	6,097
支払利息	5,698	3,800
株式交付費	9,469	—
為替差損	1,811	—
支払補償費	2,195	1,867
その他	2,036	429
経常利益	312,122	339,015
特別利益	22	1,881
固定資産売却益	22	1,881
特別損失	9	466
固定資産除却損	9	466
税引前当期純利益	312,135	340,431
法人税、住民税及び事業税	123,090	116,979
法人税等調整額	△6,114	3,620
当期純利益	195,158	219,831

株主資本等変動計算書（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	253,940	173,940	173,940	960	324,399	325,359	753,239	753,239
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△19,240	△19,240	△19,240	△19,240
当期純利益	—	—	—	—	219,831	219,831	219,831	219,831
当期変動額合計	—	—	—	—	200,591	200,591	200,591	200,591
当期末残高	253,940	173,940	173,940	960	524,990	525,950	953,830	953,830

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月19日

株式会社アクアライン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 家 元 清 文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 畑 秀 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクアラインの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当社は平成29年3月22日開催の取締役会において、会社リモデルコンシェルジュ株式会社を設立することを決議しております。

平成29年4月25日

株式会社アクアライン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）大 江 隆 ㊟

社外監査役 石 井 睦 子 ㊟

社外監査役 小 野 博 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

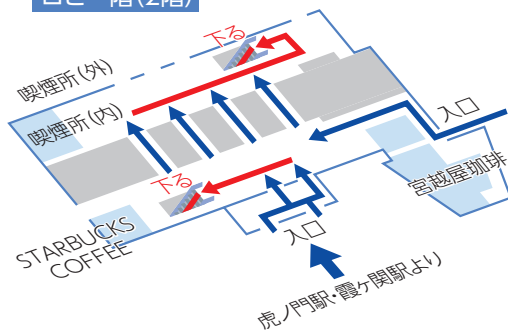
開催場所

霞が関ビルディング 1階「プラザホール」

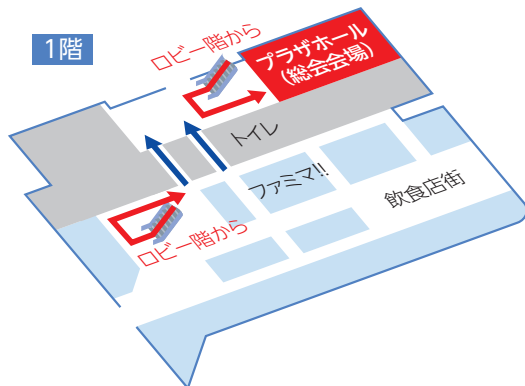
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

■ 霞が関ビルディング内ご案内図

ロビー階(2階)



1階



霞が関ビルディング



新霞が関ビルディング



交通

A 東京メトロ **○** 銀座線

「虎ノ門」駅下車 11番出口より徒歩約2分

B 東京メトロ **●** 千代田線 **○** 日比谷線

「霞ヶ関」駅下車 A13番出口より徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

